

改定 八尾市はつらっプラン  
～第3次八尾市男女共同参画基本計画～  
(素案)

令和3年〇月  
八尾市



# 目 次

|                                     |           |
|-------------------------------------|-----------|
| <b>第 1 章 計画の策定にあたって</b> .....       | <b>1</b>  |
| 1 男女共同参画社会とは.....                   | 1         |
| 2 国、大阪府の動向.....                     | 2         |
| 3 改定プラン策定の目的.....                   | 5         |
| 4 計画の位置付け.....                      | 6         |
| 5 計画の期間.....                        | 7         |
| <b>第 2 章 八尾市の男女共同参画の現状と課題</b> ..... | <b>8</b>  |
| 1 統計データからみえる八尾市の現状.....             | 8         |
| 2 前期計画の目標の評価.....                   | 14        |
| 3 八尾市の男女共同参画の課題.....                | 16        |
| <b>第 3 章 計画のめざす方向</b> .....         | <b>27</b> |
| 1 計画の基本理念.....                      | 27        |
| 2 計画の目標.....                        | 27        |
| 3 計画の体系.....                        | 29        |
| <b>第 4 章 計画の内容</b> .....            | <b>30</b> |
| 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成.....     | 30        |
| 基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍推進.....        | 33        |
| 基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる社会づくり.....         | 39        |
| 【計画の数値目標一覧】.....                    | 46        |
| <b>第 5 章 推進体制</b> .....             | <b>47</b> |
| 1 庁内の推進体制の充実.....                   | 47        |
| 2 市民、事業者等との連携.....                  | 47        |
| 3 国、府等関係機関との連携.....                 | 47        |
| 4 計画の進捗管理.....                      | 48        |
| 5 男女共同参画に関する調査・研究.....              | 48        |



## 1 男女共同参画社会とは

「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（第2条）と定義しています。

また、国の「第5次男女共同参画基本計画」においては、めざすべき社会として、「①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会」、「②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会」、「③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会」、「④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取り組みを行い、国際社会と協調する社会」が示され、その実現を通じて、男女共同参画社会基本法がめざす男女共同参画社会の形成の促進を図っていくとされています。

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取り組みを行い、国際社会と協調する社会

## 2 国、大阪府の動向

### (1) 国の動向

我が国においては、平成11（1999）年6月に、「男女共同参画社会基本法」が制定され、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が、我が国の社会を決定する最重要課題として位置づけられました。

平成22（2010）年に策定された「第3次男女共同参画基本計画」においては、「女性の活躍による経済社会の活性化」、「様々な困難な状況に置かれている人々への対応」、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」等の視点が強調され、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）をはじめとする様々な取り組みが進められてきました。

平成23（2011）年3月に発生した東日本大震災においては、避難所運営などにおいて女性のニーズへの配慮や意思決定過程への女性の参画が十分でなかったこと、防災分野や地域・社会全体で男女共同参画が十分に進んでいないことなど、防災分野における男女共同参画の推進について更に取り組みを進める必要性が明らかとなり、「防災基本計画」の修正、「災害対策基本法」の改正、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」の作成などの取り組みが進められてきました。

平成24（2012）年には、女性の活躍における経済活性化を推進する関係閣僚会議において、「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画～働く「なでしこ」大作戦～が策定されました。

平成27（2015）年には、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務づける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」が成立し、職業生活における女性の活躍を進めるとともに、職業生活と家庭生活の円滑かつ継続的な両立をめざした取り組みが進められてきました。そして令和元（2019）年の改正により、ハラスメントの防止等、取り組みが強化されました。

また、政治分野においては、平成30（2018）年に政治分野における男女共同参画推進法が議員立法で成立し、基本原則として議会議員の選挙において男女の候補者の数ができる限り均等となることをめざし、各主体における取り組みが始まったところです。

男女間の暴力に関しては、平成25（2013）年7月に「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）」が相次いで改正されました。「改正ストー

カー規制法」では、被害者から拒まれたにもかかわらず、連続して電子メールを送信する行為が新たに法の規制対象とされ、同年10月に施行されました。「改正DV防止法」では、それまで適用対象外であった「生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者」を法の適用対象として、平成26(2014)年1月に施行されました。加えて、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、児童虐待と密接な関連があるとされるDVの被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法文上明確化される等の改正がされ、令和2(2020)年4月に施行されました。

また、リベンジポルノが若年層を中心に社会問題化しており、平成26(2014)年11月に、リベンジポルノに罰則を設ける「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(リベンジポルノ法)」が成立しました。

こうした中、平成27(2015)年12月に「第4次男女共同参画基本計画」が策定され、女性活躍推進法を踏まえ、長時間労働等を背景とした男女の仕事と生活を取り巻く状況、いわゆるM字カーブ問題や働き方の二極化、女性のライフスタイルや世帯構成の変化への対応等、様々な側面からの課題に対する施策が展開されています。

さらに、令和2(2020)年7月には「第5次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方(素案)」が示されています。

---

## (2) 大阪府の動向

---

大阪府では、昭和56（1981）年に「女性の自立と参加を進める大阪府行動計画」が、昭和61（1986）年に「21世紀をめざす大阪府女性プラン」が、平成3（1991）年に「男女協働社会の実現をめざす大阪府第3期行動計画—女と男のジャンプ・プラン」が、さらに平成9（1997）年には、「北京行動綱領」等を踏まえて、「新 女と男のジャンプ・プラン」が策定されました。

平成10（1998）年には、「大阪府附属機関条例」に基づく「大阪府男女協働社会づくり審議会」（平成14（2002）年4月「大阪府男女共同参画審議会」に改称）が設置され、平成13（2001）年7月には、すべての人が個人として尊重され、性別にとられることなく、自分らしくのびやかに生きることのできる男女共同参画社会の実現をめざした「おおさか男女共同参画プラン（大阪府男女共同参画計画）」が策定されるとともに、平成14（2002）年4月には府民や事業者とともに男女共同参画社会の実現をめざす指針となる「大阪府男女共同参画推進条例」が施行されました。

平成23（2011）年には、市町村やNPO、大学、企業、経済団体等と連携・協働し、大阪全体で男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進する「おおさか男女共同参画プラン（2011-2015）」が策定されました。

そして、平成28（2016）年には、「女性の活躍」を推進する国の動向や今日的課題、大阪府男女共同参画審議会答申などを踏まえ、「おおさか男女共同参画プラン（2016—2020）」が策定されました。



### 3 改定プラン策定の目的

本市では、男女共同参画施策の方向性と内容を明らかにし、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成28（2016）年に、「八尾市はつらつプラン～第3次八尾市男女共同参画基本計画～」(計画期間：平成28（2016）～令和7（2025）年度)を策定しました。計画の理念である「誰もが生き生きと活躍できる共同参画社会へ」をめざし、すべての人にとって暮らしやすいまちづくりを推進するため、女性が就職・結婚・出産・子育てなど様々な転機において活躍する形を自ら選択し、職場や家庭、地域など日々の暮らしの中で多様な視点を持って活躍できる社会環境づくりとともに、重大な人権侵害であるDVの防止や被害者の支援体制の強化を図るなど、さらなる男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めております。

しかしながら、社会全体においては固定的な性別役割分担やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の存在がいまだ根強く残り、政策方針決定過程への女性の参画や男性の家庭生活への参画が十分ではありません。また、女性の就業率は増加しており、女性が仕事をする事について肯定的な意見が多いものの、男女共同参画を進めていくためには、ワーク・ライフ・バランスの実現も課題として残されています。

また、新型コロナウイルス感染拡大により、「新しい生活様式」等、人々の生活や暮らし方の見直しが進んでおり、事業所においても、テレワークの導入やオンラインの活用とともに多様で柔軟な働き方が広がりつつあります。しかし一方で、コロナ禍による社会変動及び経済的打撃は社会的弱者の生活基盤を脅かしています。また、DV被害者の中には、コロナ禍の中で相談できず悩みを抱え込んでいる人も多いことが指摘されています。

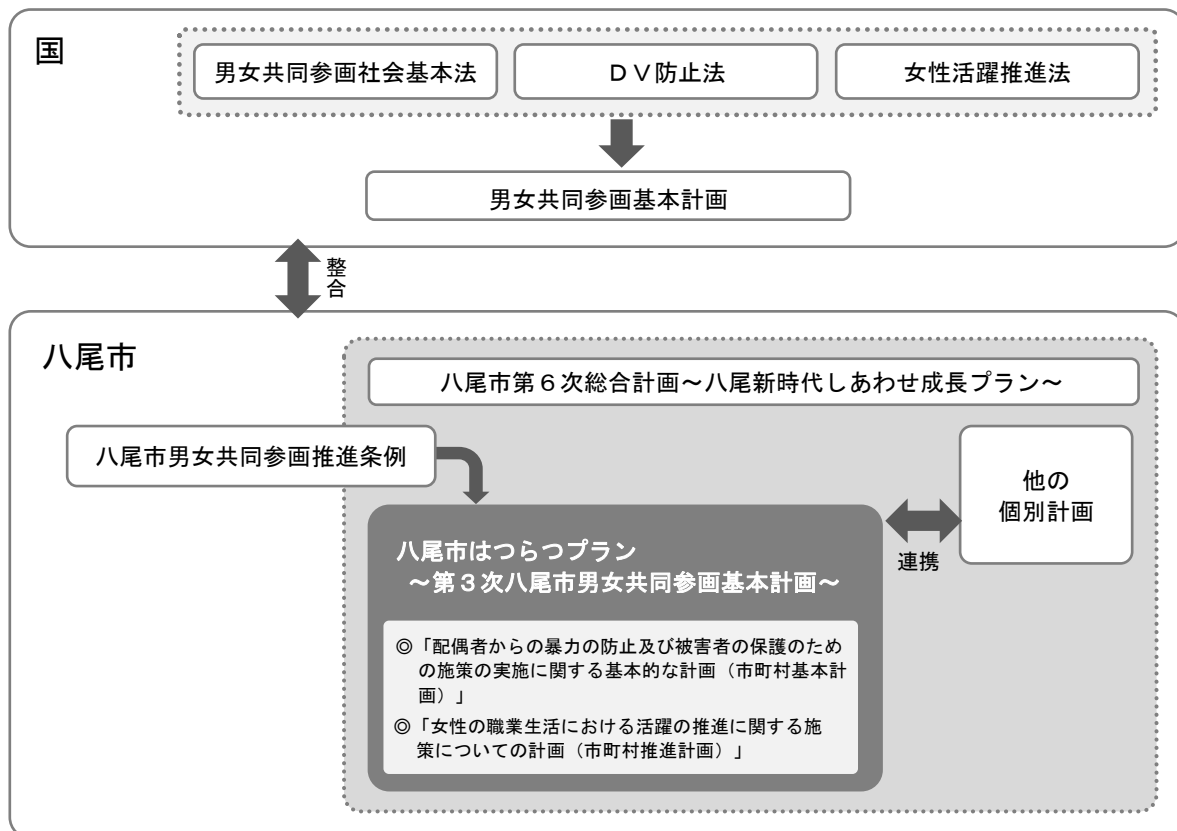
今後、本市では、こうした課題を踏まえ、社会における多様な価値観の尊重、働き方・暮らし方の改革、男女共同参画のさらなる推進を進めていくためには、アンコンシャスバイアス等の解消、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、家庭・地域・企業等のあらゆる場においての課題を解決することが必要となっています。さらに、深刻化するDVや女性に対する暴力の被害者への支援に向けて、相談体制を含めた取り組みの充実が必要です。

このたび、平成28年に策定した「八尾市はつらつプラン～第3次八尾市男女共同参画基本計画～」を見直し、これまでの社会経済情勢や国・府の動向を踏まえ、男女が互いに尊重しあい、自らの意思と責任により、社会のあらゆる分野に対等に参画し、誰もがいきいきと活躍できる男女共同参画社会の早期実現に向け、より一層の取り組みを推進するため、中間見直しを行いました。

## 4 計画の位置付け

- (1) 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づき、男女共同参画社会の形成に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進する市町村男女共同参画計画です。
- (2) 「八尾市男女共同参画推進条例」第10条に基づき、「八尾市はつらつプラン～第3次八尾市男女共同参画基本計画～」を継続、発展させる計画です。
- (3) 八尾市第6次総合計画～八尾新時代しあわせ成長プラン～を上位計画とし、他の個別計画との整合性を持たせた計画です。
- (4) 「DV防止法」第2条の3第3項に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）」の内容を含む計画です。
- (5) 「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（市町村推進計画）」の内容を含む計画です。

図表 計画の位置づけ



## 5 計画の期間

計画期間は令和3年度から令和7年度までの5年間です。ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等に応じて見直しが必要な場合は、柔軟に対応します。

| 令和<br>3年度  | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 | 令和<br>6年度 | 令和<br>7年度 |
|--|-----------|-----------|-----------|-----------|
| (改定) 八尾市はつらっプラン～第3次八尾市男女共同参画基本計画～<br>(2021～2025) |           |           |           |           |

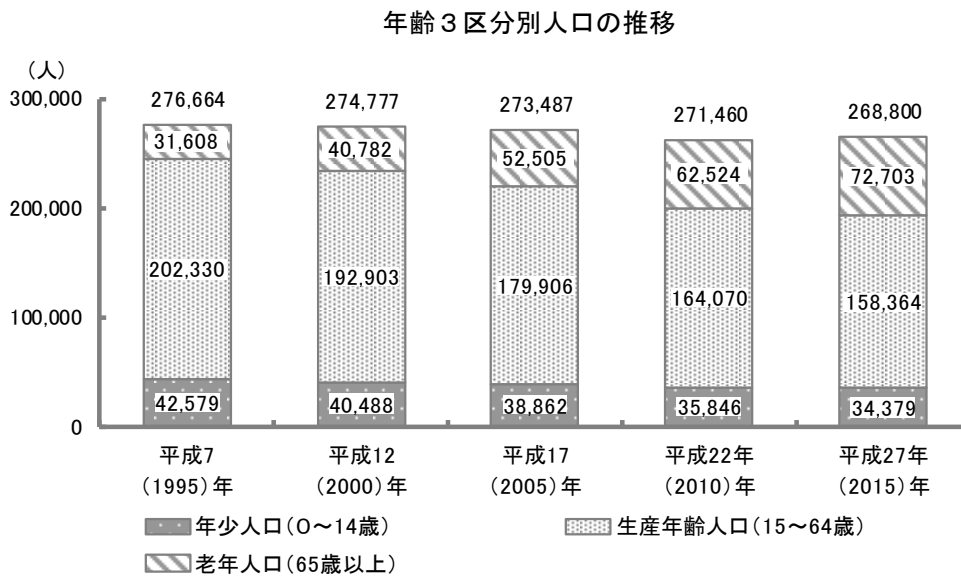
## 第2章

# 八尾市の男女共同参画の現状と課題

## 1 統計データからみえる八尾市の現状

### (1) 年齢3区分別人口の推移

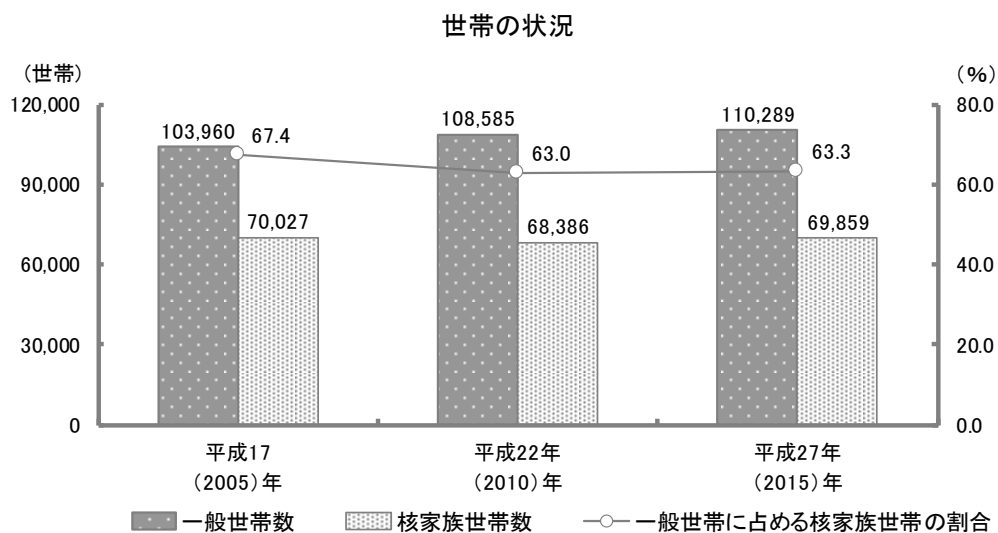
本市の年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいます。



資料：国勢調査

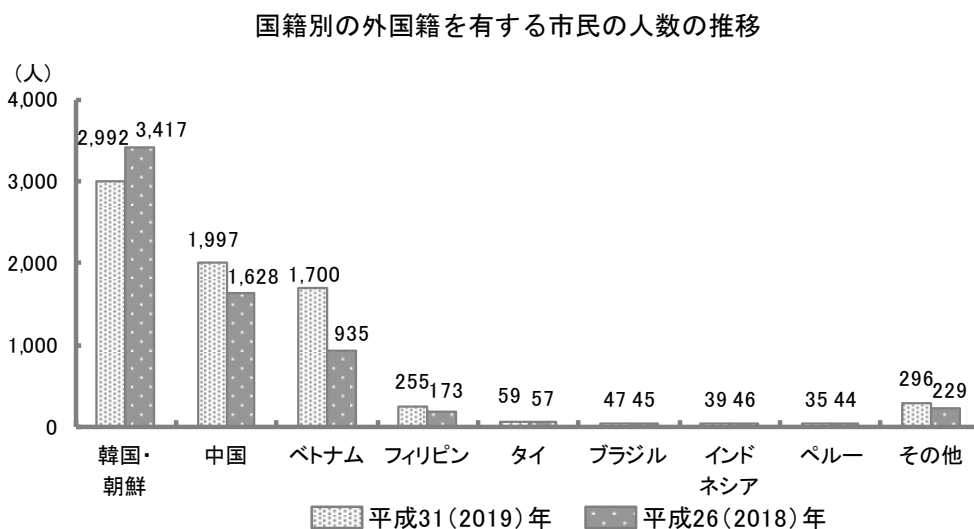
## (2) 世帯の状況

本市の核家族世帯数は、平成22（2010）年から平成27（2015）年にかけて、1,473世帯増加し、平成27（2015）年で69,859世帯となっています。また、一般世帯に占める核家族世帯の割合は一般世帯数の増加に伴い減少傾向にあります。



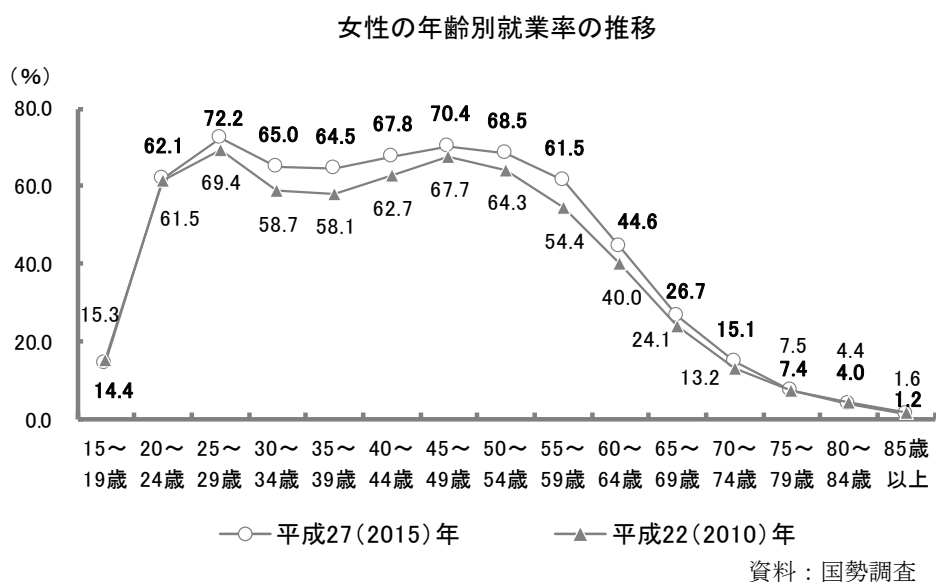
## (3) 国籍別の外国籍を有する市民の人数の推移

本市の国籍別の外国籍を有する市民の人数の推移をみると、韓国・朝鮮の方が最も多く、平成31（2019）年で2,992人となっています。



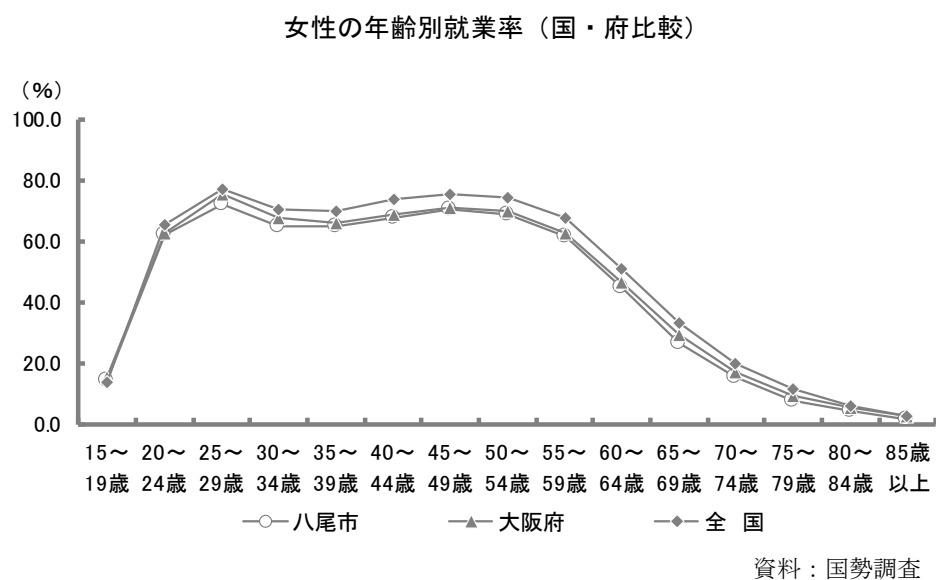
#### (4) 女性の年齢別就業率の推移

本市の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。落ち込みの大きい30～39歳の就業率は平成22（2010）年に比べ平成27（2015）年で上昇し、近年ではM字カーブは緩やかになっています。



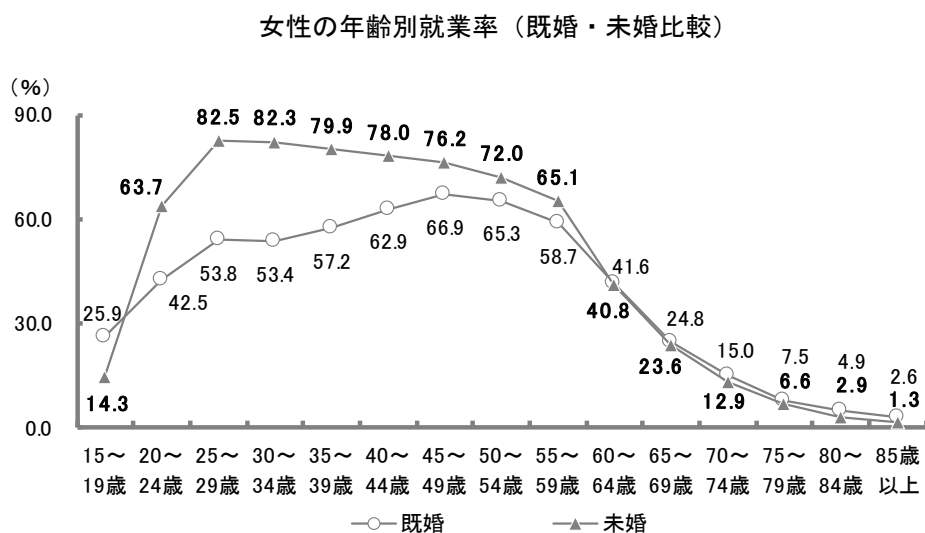
#### (5) 女性の年齢別就業率（国・府比較）

本市の平成27（2015）年の女性の年齢別就業率を全国、府と比較すると、各年代で全国、府より低くなっています。



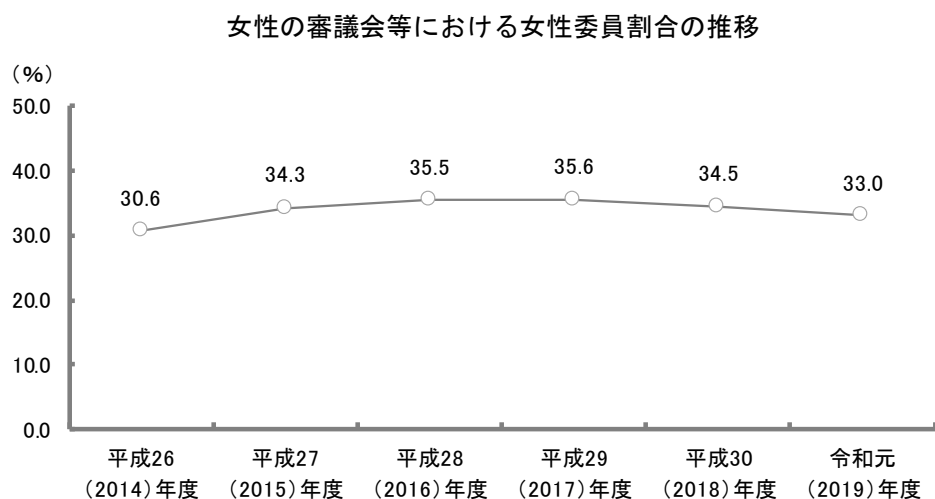
## (6) 女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）

本市の平成27（2015）年の女性の未婚・既婚別就業率をみると、特に20歳代から30歳代において既婚者に比べ未婚者の就業率が高くなっています。



## (7) 女性の審議会等における女性委員割合の推移

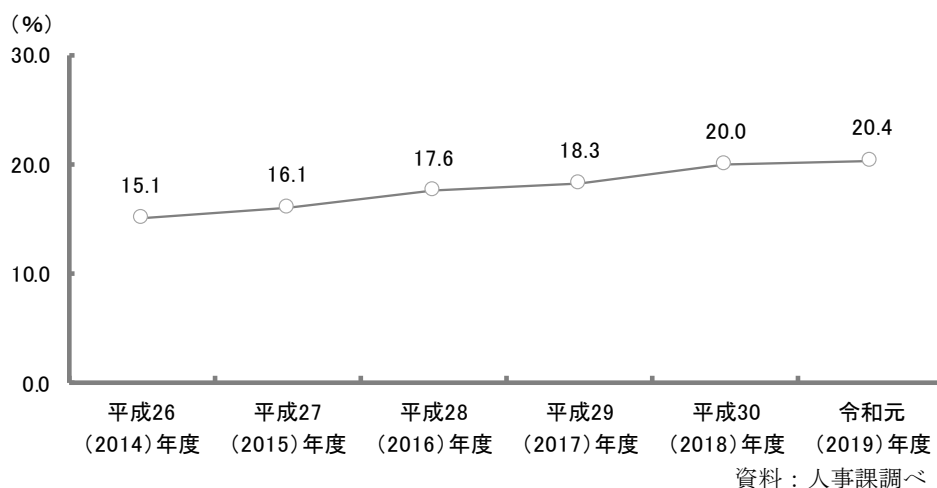
本市における審議会等における女性委員割合をみると、平成29（2017）年度をピークに減少傾向にあり、令和元（2019）年度では33.0%となっています。



## (8) 女性管理職（課長補佐級以上）の割合の推移

本市の女性管理職（課長補佐級以上）の割合の推移をみると、年々増加し、令和元（2019）年度で20.4%となっており、平成26（2014）年度よりも5.3ポイント高くなっています。

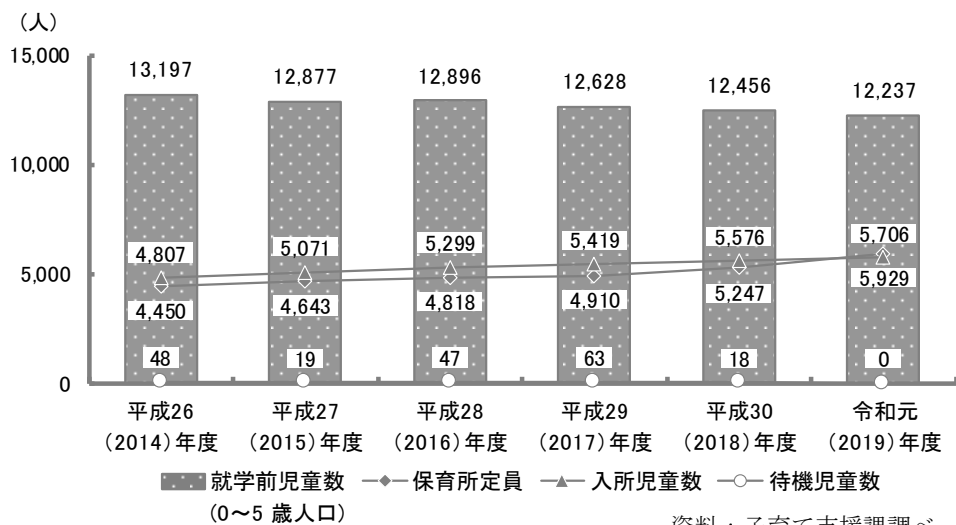
女性管理職（課長補佐級以上）の割合の推移



## (9) 待機児童数の推移

本市の待機児童数の推移をみると、増減を繰り返していましたが、令和元（2019）年度で解消されています。

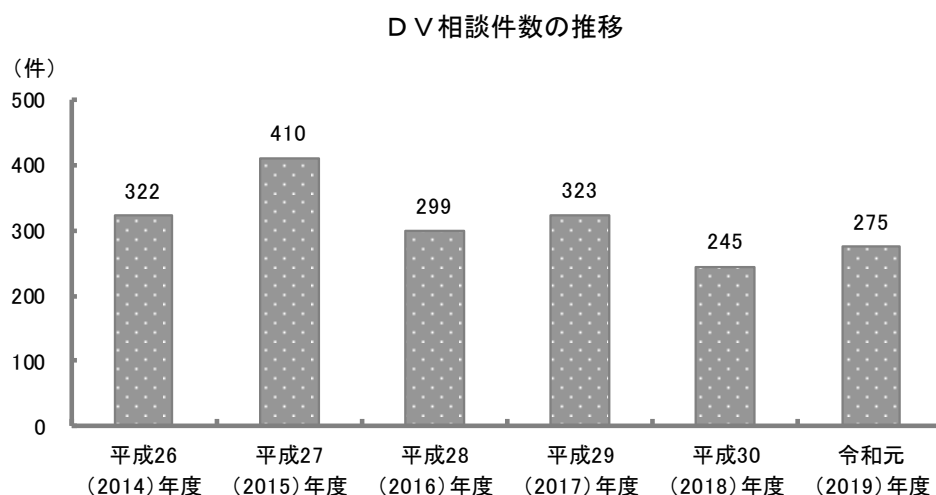
待機児童数の推移





## (10) DV相談件数の推移

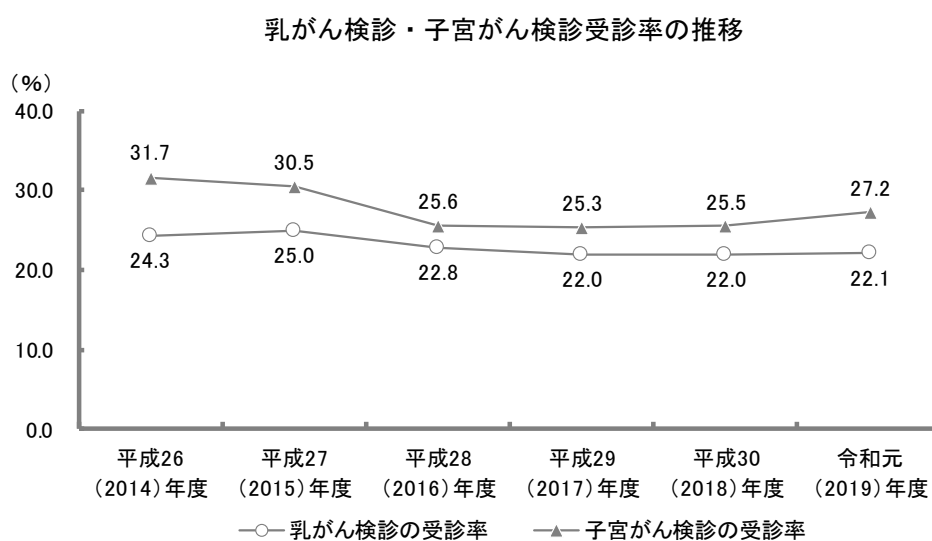
本市のDV相談件数の推移をみると、増減を繰り返しており、令和元（2019）年度で275件となっています。



資料：人権政策課調べ

## (11) 乳がん検診・子宮がん検診受診率の推移

本市の乳がん検診の受診率は、平成29（2017）年度以降は横ばいで推移しており、令和元（2019）年度で22.1%となっています。また、子宮がん検診の受診率は、平成29（2017）年度以降微増しており、令和元（2019）年度で27.2%となっています。



資料：健康推進課調べ

## 2 前期計画の目標の評価

基本目標Ⅰでは、「保育所の入所待機児童数」が目標値を達成しているほか、「市の男性職員の育児休業取得者数及び部分休業取得者数」及び「市役所の女性管理監督職（監督職以上）の割合」が増加となっています。引き続き仕事と子育ての両立を支援するとともに、事業所等においても育児休業の取得を促進していくことが必要です。一方、「市の職員の出産補助休暇取得者率」、「市の審議会、委員会などにおける女性委員の登用の割合」、「小・中学校の管理職（校長、教頭）に占める女性の割合」が減少となっていることから、あらゆる分野への女性の参画促進に向けた積極的な取り組みが必要です。

基本目標Ⅱでは、「乳がん検診の受診率」及び「子宮がん検診の受診率」が減少となっているほか、「配偶者からの暴力を受けたことがある人の割合」で女性が増加、「DV被害に対する相談窓口の認知度（「相談窓口を1つも知らない」人の割合）」が増加となっています。引き続き生涯を通じた健康への支援に努めるとともに、DV根絶に向けた取り組みの強化及び相談窓口の積極的な周知が必要です。

基本目標Ⅲでは、「八尾市男女共同参画センター「すみれ」の認知度（「知っている」と答えた人の割合）」が増加しているものの、男女共同参画についての意識啓発を含め、目標値の達成には更なる取り組みが必要です。

|               | 項目（指標）                                | 単位 | 策定値<br>（平成26<br>（2014）年度） | 現状値<br>（令和元<br>（2019）年度） | 目標値<br>（令和7<br>（2025）年度） | 評価 |
|---------------|---------------------------------------|----|---------------------------|--------------------------|--------------------------|----|
| 基本<br>目標<br>Ⅰ | 市の男性職員の<br>育児休業取得者数<br>及び部分休業取得<br>者数 | 人  | 3                         | 23                       | 14                       | ↗  |
|               | 市の職員の出産<br>補助休暇取得者率                   | %  | 94.3                      | 85.7                     | 100.0                    | ↘  |
|               | 保育所の入所待機<br>児童数                       | 人  | 48                        | 0                        | 0                        | ↗  |
|               | 市の審議会、委員会<br>などにおける女性<br>委員の登用の割合     | %  | 30.6                      | 33.0                     | 40.0                     | ↗  |

|                | 項目（指標）                                  | 単位  | 策定値<br>（平成26<br>（2014）年度） | 現状値<br>（令和元<br>（2019）年度） | 目標値<br>（令和7<br>（2025）年度） | 評価         |
|----------------|---|-----|---------------------------|--------------------------|--------------------------|------------|
|                | 女性委員の参画がない審議会等の数<br>（休会中を除く）            | 会議体 | 11                        | 7                        | 0                        | ↗          |
|                | 市役所の女性管理監督職（監督職以上）の割合                   | %   | 34.5                      | 36.8                     | 42.5                     | ↗          |
|                | 小・中学校の管理職（校長、教頭）に占める女性の割合               | %   | 19.8                      | 21.8                     | 30.0                     | ↗          |
| 基本<br>目 標<br>Ⅱ | 乳がん検診の受診率                               | %   | 24.3                      | 22.1                     | 50.0                     | ↘          |
|                | 子宮がん検診の受診率                              | %   | 31.7                      | 27.2                     | 50.0                     | ↘          |
|                | 配偶者からの暴力を受けたことがある人の割合                   | %   | 女性 29.3<br>男性 16.1        | 女性 29.9<br>男性 12.8       | 女性 15.0<br>男性 8.0        | 女性↘<br>男性↗ |
|                | DV被害に対する相談窓口の認知度（「相談窓口を1つも知らない」人の割合）    | %   | 10.6                      | 14.2                     | 5.0                      | ↘          |
| 基本<br>目 標<br>Ⅲ | 男女共同参画が実現していると思う市民の割合                   | %   | 27.2                      | 33.2                     | 35.0                     | ↗          |
|                | 八尾市男女共同参画センター「すみれ」の認知度（「知っている」と答えた人の割合） | %   | 7.7                       | 7.9                      | 50.0                     | ↗          |

### 3 八尾市の男女共同参画の課題

#### 「基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍推進」についての課題

##### ○ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について

女性の社会進出が進んでいる現状で、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がとれた生活は、一人ひとりの健康を維持し、生涯を通じて育児・介護との両立や自己実現を可能にするなど、社会的責任を果たすとともに、家族と安心して豊かに生活していく上で重要なことです。

令和元年度に実施した男女共同参画についての市民意識調査（以下「市民意識調査」という。）では、仕事と生活の調和について、希望は「仕事と個人の生活をともに優先したい」が48.8%で最も高く、次いで「個人の生活を優先したい」が36.6%となっていますが、現実には「仕事を優先している」が32.8%で最も高くなっており、希望と現実（現状）に大きなギャップが生じています。さらに、家庭生活について、「掃除・洗濯をする」「食事の支度をする」「日々の家計を管理する」「子どもの教育としつけをする」「乳幼児の世話をする」「高齢の家族の介護をする」「地域活動へ参加する」では、主に女性が担当している割合が高くなっています。また、女性と男性で家事の分担意識にギャップが生じている項目があり、特にフルタイム同士の共働きにおいて、顕著にあらわれています。

一方、男女が対等に働いたり、地域も含めた社会の様々な場面で能力を活かして活動したりするために必要なことについて、「結婚や出産にかかわらず働き続けられる職場の雰囲気醸成」が58.1%、「賃金、昇給の男女格差をなくす」が51.7%、「子育てや介護のための施設やサービスを充実させる」が50.1%となっています。

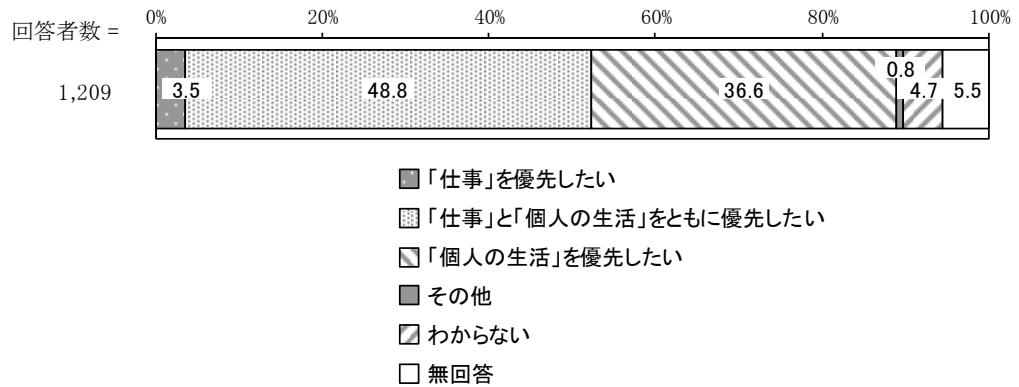
また、市内の中学生や高校生からは、すべての人が自由に活躍するために必要なことを考える中で、すべての人が働きやすい仕組みづくりとして、ワーク・ライフ・バランスについての意見が多く出され、これから社会に出る若い世代が高い関心を寄せていることがうかがえます。

家庭生活においては、共働き世帯が増加している状況のなかで、性別にかかわらず家族一人ひとりが、家事・育児・介護といった家庭の責任をともに担うことが大切です。家事・育児・介護・家庭の行事等は、家族が共同して行うという意識の啓発に努め、家庭生活における男女共同参画を促進することが必要です。

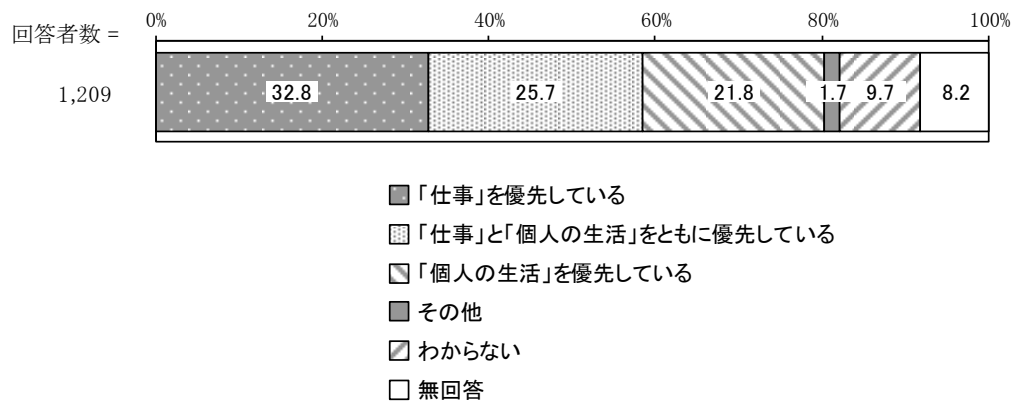
さらに今後、女性が結婚、出産、子育てを経験しても継続して就労しながら経歴を積み重ねられる環境づくりを行うために、育児休業や介護休業制度の取得促進を図るとともに、雇用者側にも、平等な雇用機会と待遇確保の啓発を進めることが必要です。

## 仕事と生活の調和について（希望と現実）

### 【希望】



### 【現実】



## ○ 政策・方針決定の場における女性の積極的な登用について

男女共同参画社会を実現し、今後の少子高齢化の進行や社会の変化に対応していくためには、性別にかかわらず、多様な人材が方針決定の場に参画していくことが重要です。

市民意識調査では、男女平等に関する意識について、『男性優遇』が「政治の場では」が68.6%、「社会全体では」が63.4%と高くなっています。また、男女共同参画を進めていく上で、行政（国・府・市）が力を入れることについて、「男女平等の視点で法律や制度を改める」が33.0%となっています。

また、市内の中学生や高校生からは、すべての人が自由に活躍するために必要なこととして、家庭や職場での男女平等とともに、能力を活かして活躍できるような環境が必要という意見が出されています。

政策・方針決定の場における女性の参画を進めていくため、今後は女性、男性に限らず一人ひとりが意見を出せる場や参画する機会を増やすとともに、市が率先して女性自身の意欲を高め、各分野で活躍する人材の育成を進め、積極的改善措置の実行を通じて、性差のない登用を進めていくことが必要です。

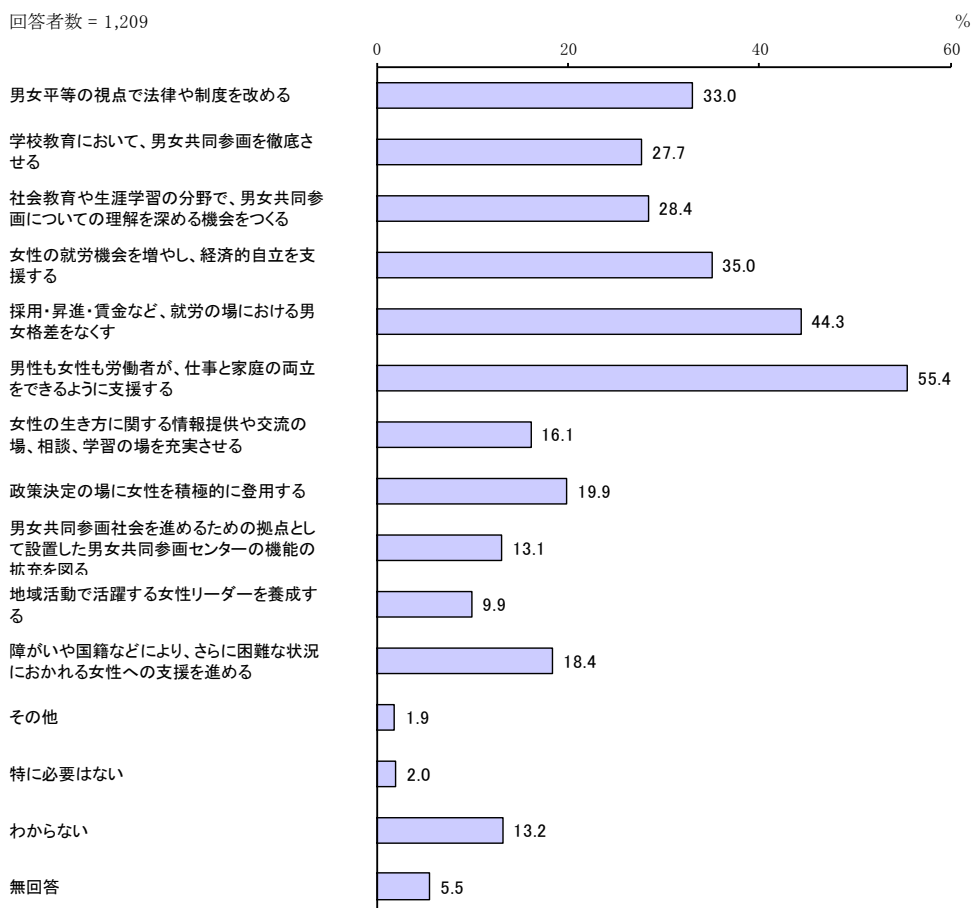
## ○ 性別にかかわらず誰もが働きやすい環境づくりについて

働く場において、一人ひとりの個性や能力を十分に発揮できることが男女共同参画社会を実現する上でとても重要なことです。

女性の年齢別就業率は、出産・子育て期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いていますが、落ち込みの大きい30～39歳の就業率は平成22年（2010年）に比べ平成27年（2015年）で上昇し、近年ではM字カーブは緩やかになっています。

市民意識調査では、女性が仕事に就くことについて、「結婚や出産にかかわらず、仕事を続ける方がよい」が33.3%で最も高く、次いで「子育ての時期だけ一時やめ、その後はパートタイムで仕事を続ける方がよい」が20.4%、「子育ての時期だけ一時やめ、その後はフルタイムで仕事を続ける方がよい」が11.9%と、女性が仕事することに肯定的な意見が高くなっています。また、男女共同参画を進めていく上で、行政（国・府・市）が力を入れることについて、「男性も女性も労働者が、仕事と家庭の両立をできるように支援する」が55.4%で最も高く、「採用・昇進・賃金など、就労の場における男女格差をなくす」が44.3%、「女性の就労機会を増やし、経済的自立を支援する」が35.0%となっています。

### 男女共同参画を進めていく上で、行政（国・府・市）が力を入れることについて



今後、仕事の内容や賃金、待遇、昇進・昇給の機会などの男女差別をなくし、性別にかかわらず、働きやすい職場づくりと働き続けられる職場づくりを進めることが必要です。また、「女性活躍推進法」に基づき、子育てなどにより就業を一時中断している女性の公正な職場復帰、再就職や起業など、個人の意欲と能力が活かされる環境づくりを進め、女性の活躍を推進していくことが重要です。

また、働き方改革や新型コロナウイルス感染拡大などの非常時を想定した新しい生活様式を踏まえ、性別にかかわらず、一人ひとりがりモートワークなどの柔軟で多様な働き方のできる環境づくりが企業に求められています。

---

## 「基本目標Ⅱ 誰もが安心して暮らせる社会づくり」についての課題

---

### ○ 女性を含む様々な人々の健康づくりの推進について

性別にかかわらずお互いの人権を尊重し、健康でいきいきと暮らすことができる社会づくりは、男女共同参画社会の実現のために重要な要件となります。

市では、心と体の健康に関する講座やママ/パパ教室、健康教育を実施するとともに、がん検診について受診率向上のため利便性を図る取り組みや、妊婦健診について受診回数の拡充などを実施しています。

女性の妊娠・出産期、男女が共に経験する思春期、子育て期、更年期、高齢期といったライフステージにより、それぞれの健康上の課題があります。また、昨今はうつ病等の心の病についても問題となっており、生涯を通じて自分らしく充実した生活を送るために、健康課題について正しい知識を持ち、健康づくりに取り組むことが必要です。

### ○ あらゆる暴力の根絶について

セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）やドメスティックバイオレンス（DV）等は、基本的人権に係る大きな問題です。また、加害者に罪の意識が薄いという傾向があり、周囲が気付かないうちに、被害が深刻化しやすいことがあげられます。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のための外出自粛が行われているなか、生活不安・ストレスから配偶者等からのDV被害の深刻化が指摘されています。

市民意識調査では、「パワハラを見たり受けたりしたことがある」が男女ともに4割以上と最も高く、一方で「セクハラを見たり受けたりしたことがある」では、女性で30.0%、男性で16.9%となっており、セクシュアル・ハラスメントの認識について性別によるギャップが生じています。

配偶者（パートナー）や交際相手など親密な関係にある人から、何らかの暴力を受けたことがある人が、女性で29.9%、男性で12.8%となっています（「されたことはない」と回答した方、無回答の方を除く割合）。また、暴力を受けたときの対応について、男女ともに「我慢した」が4割以上と最も高く、次いで女性は「家族や親族に相談した」「友人や知人に相談した」「どこ（だれ）にも相談しなかった」、一方男性は「どこ（だれ）にも相談しなかった」が高く、一人で抱え込む傾向が高くなっています。

どこ（だれ）にも相談しなかった（できなかった）理由について、「相談するほどのことではないと思った」が女性で33.3%、男性で63.6%となっており、男女ともに最も高く、次いで女性は「相談しても無駄だと思った」「自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思った」、男性は「自分にも悪いところがある」の割合が高くなっています。さらに、配偶者など親密な関係にある人からの暴力についての相談窓口について、「1つも知らない」が14.2%となっています。

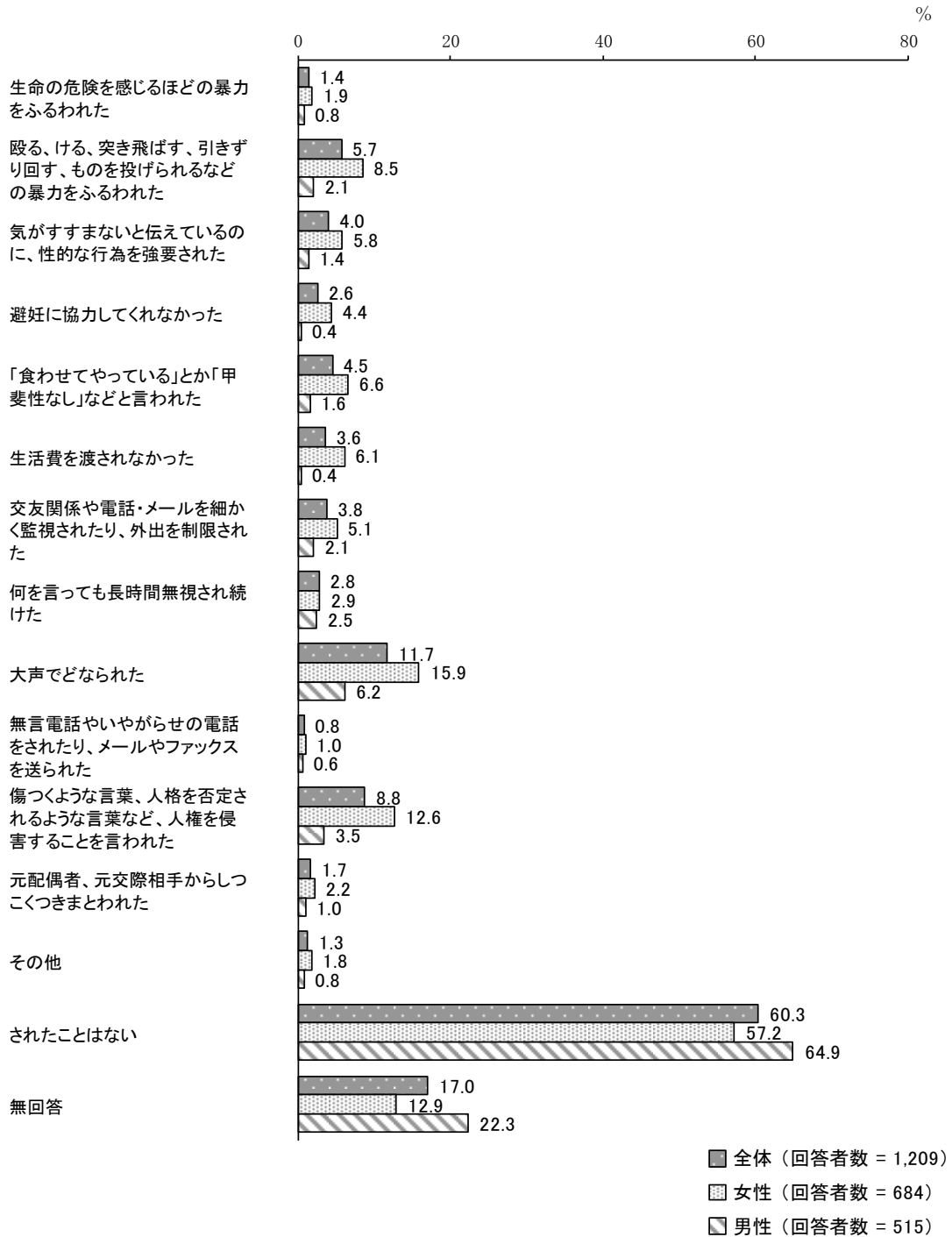
また、配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪など、暴力をなくすために必要なことについて、「子どもの頃から、学校における人権教育（男女平等、DV、からだと心を大切にすることについての教育など）を充実させる」が50.7%で最も高く、次いで「子どもの頃から、家庭における人権教育（男女平等、DV、からだと心を大切にすることについての教育など）を充実させる」が46.2%、「被害者の相談窓口や保護施設を充実させる」が44.8%、「法律・制度の制定や見直しをおこなう」が43.8%となっています。

男女が対等に働いたり、地域も含めた社会の様々な場面で能力を活かして活動したりするために必要なこととして、「あらゆるハラスメントをなくす」が35.2%となっています。

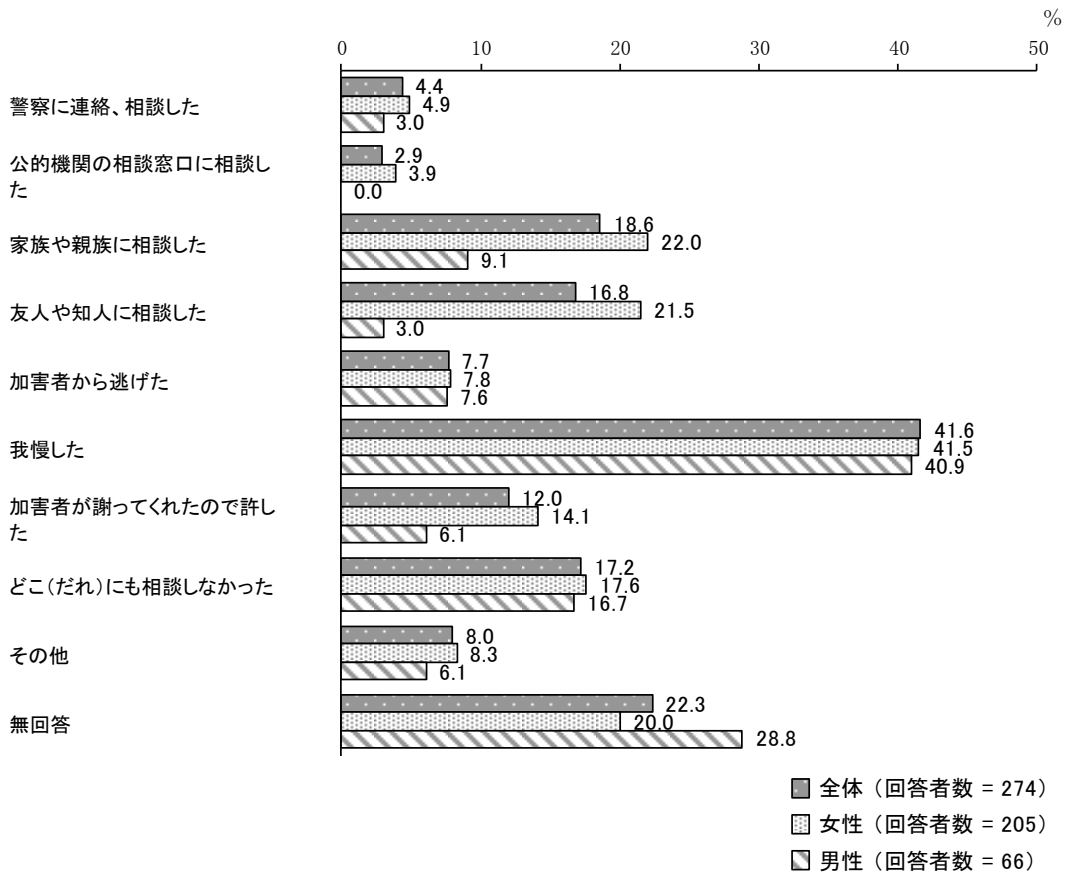
男女間のあらゆる暴力の根絶に向け、若年層からDVについての周知に努めるとともに、関係機関と連携し、暴力を許さない気運を高め、被害者が安心して相談できる体制づくりと自立支援の取り組みを推進することが必要です。



配偶者（パートナー）や交際相手など親密な関係にある人からされたことについて



配偶者（パートナー）や交際相手など親密な関係にある人から暴力を受けたときの対応について



○ 様々な困難を抱えた人々への支援について

介護、障がい、子育て、生活困窮などの複雑化・複合化した課題を抱える人々への支援が課題となっています。

市民意識調査では、男女共同参画を推進するための八尾市の取り組みについて、「様々な困難を抱える人々への支援」について『不満足という意見』が21.4%と高く、男女共同参画を進めていく上で、行政（国・府・市）が力を入れることについて、ひとり親家庭の求める施策としては、「女性の生き方に関する情報提供や交流の場、相談、学習の場を充実させる」も比較的高い割合となっています。

様々な困難を抱えた人々が、地域で安定、安心した生活を送れるようにするためには、雇用の安定や安心できる生活環境の確保、自立生活を支援するとともに、生きがいづくりや社会的孤立の解消を含めた総合的かつきめ細かな支援を進める必要があります。

---

## 「基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成」についての課題

---

### ○ 子どもの頃からの男女共同参画意識の理解促進について

次世代を担う子どもたちについては、子どもの頃から人権を尊重する感性を育み、自他の人権を大切にしながら、一人ひとりが将来を見据えて自己を形成できる教育を充実することが求められます。

市民意識調査では、男女平等に関する意識について、「平等である」は「学校教育の場では」が49.1%で最も高くなっています。また、学校の中での必要な取り組みについて、「進路指導や職業観の育成について、性別による区別なく能力を生かせるよう配慮する」が最も高く58.1%、次いで「学校生活の中で、性別による役割分担をなくす（児童・生徒会長などのリーダー的役割は男の子で、女の子は補佐役など）」が46.3%、「男女平等の意識を育てる授業をする」が39.5%となっています。

市では、学校園において「男女平等教育指導事例集」等を使用し、固定的な性別役割分担意識をなくし、一人ひとりの個性を認め合い尊重すること、各種ハラスメントが個人の尊厳や人権を侵害するものであること、性の多様性の理解についての学習を進めています。

今後も、性別による固定的役割分担意識をなくし、セクシュアルマイノリティの立場にある子ども達がありのままの自分を受け入れられる環境づくりとして、多様性の理解に向けた教育を進めていくことが必要です。

### ○ 固定的な性別役割分担意識の解消について

「男は仕事、女は家庭」などといった固定的な性別役割分担意識は、個人としての能力の発揮や、活動の選択を制限するもので、男女共同参画が進まない要因となっています。

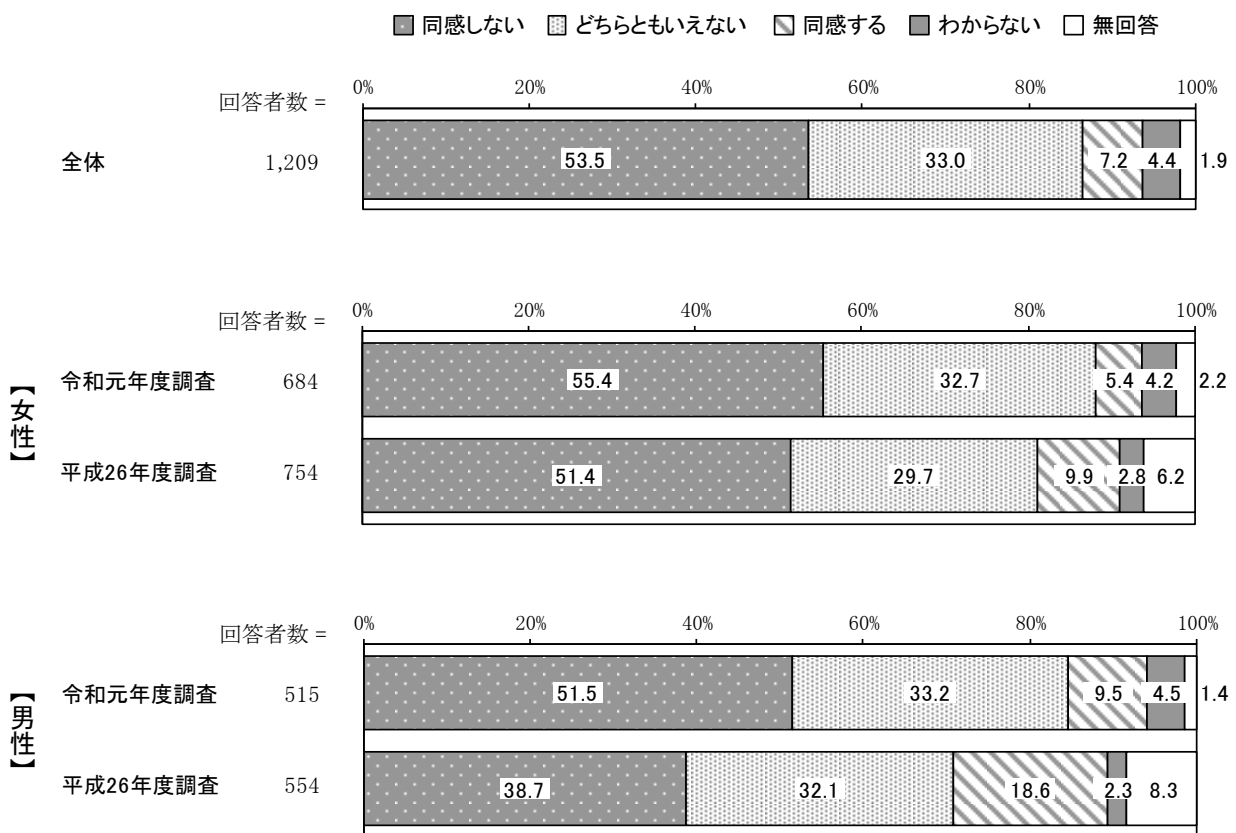
市民意識調査では、「男は仕事、女は家庭」というような性別で役割を固定した考え方について、「同感しない」が53.5%で最も高く、前回調査と比較すると、「同感しない」は、女性が4.0ポイント増加し、男性も12.8ポイントと大きく増加しており、家庭の場での固定的な性別役割分担意識は改善傾向がみられます。また、今後、男性が家事、子育て、介護、地域活動などに積極的に参加していくために必要なことについて、「男性が家事、子育て、介護、地域活動に参加することについて、社会における意識を高めること」が46.2%で最も高く、「男女の役割分担についての社会通念、慣習、しきたりを改めること」が41.3%となっており、男女共同参画を進めていく上で、行政（国・府・市）が力を入れることについて、「社会教育や生涯学習の分野で、男女共同参画についての理解を深める機会をつくる」が28.4%となっています。

一方、男女平等に関する意識については「男性優遇」が「政治の場では」が68.6%、「社会通念・慣習・しきたりなどでは」が68.8%、「社会全体では」が63.4%と高く、前回調査と比較すると、横ばいとなっており、依然として社会全体での固定的な性別役割分担意識が存在しています。

また、市内の中学生や高校生からは、男女が平等であるという意見や、場面によっては役割分担があるのも効率的ではないかという意見など、様々な意見が出された中で、話し合うことや多様性を認め合うことの大切さにも注目しました。

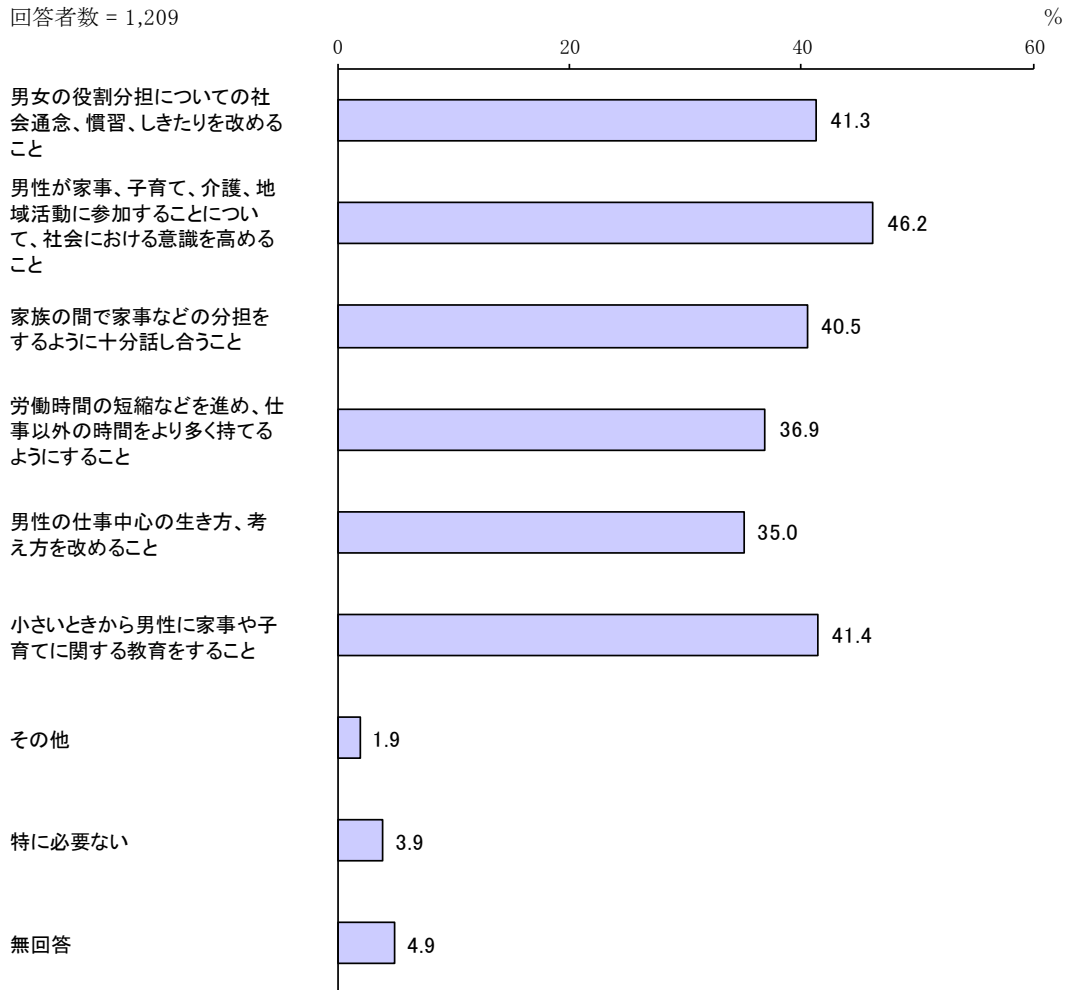
男女が互いに尊重し、多様な価値観を認め合い、責任を分かち合い、個性と能力を發揮できる社会を築くためには、社会全体での意識改革を図ることが必要です。同時に生活の場である家庭においても、アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）の解消を図り、男女共同参画社会に向けた意識・啓発を促進することが必要です。

「男は仕事、女は家庭」というような性別で役割を固定した考え方について



## 男性が家事、子育て、介護、地域活動などに積極的に参加していくために必要なことについて

回答者数 = 1,209



## ○ 地域における男女共同参画の推進について

男女共同参画社会の実現には、社会の基礎的単位である家庭をはじめ、最も身近な社会集団である地域が重要な役割を果たします。

市民意識調査では、男女平等に関する意識について、「平等である」が「地域活動の場では」が男性で41.9%、女性で26.5%となっており、性別によるギャップが生じています。また、今後、男性が家事、子育て、介護、地域活動などに積極的に参加していくために必要なことについて、「男性が家事、子育て、介護、地域活動に参加することについて、社会における意識を高めること」が46.2%で最も高くなっています。

市では、防災など、地域につながる様々な課題をテーマに地域で活動する女性を中心とした交流会（やおキラ交流会）を開催し、地域活動における男女共同参画の推進を図っています。

地域活動等への参画には、男女を問わず、仕事とのバランスのほか、参加へのきっかけづくりが重要となり、性別や世代に関係なく、男女がともに地域活動を担う必要性について啓発するとともに、地域活動に誰もが参加しやすくなるよう検討していくことが必要です。

## ○ 男女共同参画推進拠点について

市民意識調査では、八尾市男女共同参画センター「すみれ」について、「知っている」が7.9%と低く、利用したことがない理由について、「特に利用する必要がない」「利用したい情報などが無い」「何をしているところかがわからない」などが挙げられています。

今後も、八尾市男女共同参画センター「すみれ」の周知を図りつつ、相談機能の強化等を進めていく必要があります。

## 第 3 章

# 計画のめざす方向

## 1 計画の基本理念

本プランにおいては、「八尾市第6次総合計画～八尾新時代しあわせ成長プラン～」を踏まえ、八尾市民が性別に関わりなく意欲に応じて活躍できる機会が確保され、仕事と生活が調和された、責任を分かち合いながら輝くことのできる社会をめざします。

そこで、本プランの基本理念は、前計画の基本理念を尊重し、「誰もが生き活きと活躍できる共同参画社会へ」として、市民・地域団体・事業者・NPO法人・関係機関等が一体となり、一人ひとりの「多様性」を尊重し、性別にかかわらず、誰もが自らの意思で個性と能力が発揮できるよう、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な男女共同参画を推進します。

## 2 計画の目標

### 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成

家庭や地域、職場、学校などあらゆる場面において、誰もが自分の生き方を選択し、個性や能力を発揮しながら自分らしく生きていけるよう、固定的な性別役割分担意識を解消し、市民が性別に関わりなく多様な生き方を選択でき、お互いを尊重し認め合う意識を醸成します。

また、すべての人が男女共同参画に関する認識を深められるよう、様々な機会を通して分かりやすい広報・啓発活動を行います。さらに、生涯にわたって意識が醸成されるよう子どもの頃から学校などのあらゆる場において男女共同参画を進める教育・学習を推進します。

特に、本市では固定的な性別役割分担意識は改善傾向がみられるものの、以前存在しています。男女が互いに尊重し、多様な価値観を認め合い、責任を分かち合い、個性と能力を発揮できる社会を築くためには、社会全体での意識改革を図ることが重要であり、男女共同参画社会に向けた意識啓発の推進を重点施策と位置づけます。

---

## 基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍推進

---

男女共同参画社会の実現のためには、雇用の分野において、男女の平等と働きやすい環境の実現が必要です。多様な働き方を選択するためのサービスの充実により、誰もが働きやすい環境整備を進めるとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現が図れるよう労働時間の短縮をはじめとする働き方の見直しや柔軟な就労形態の整備等に努めます。

また、一人ひとりが個性と能力を発揮して働くことができるよう、職場での賃金、待遇、昇進・昇格の機会、仕事の内容などにおける男女差別をなくし、すべての人が安心して働くことが確保される環境づくりや各種制度の取得・普及の促進により、様々な分野で「女性の力」が十分に発揮されるよう支援を進めます。

本市では、共働き世帯が増加している状況のなかで、女性と男性で家事の分担意識にギャップが生じており、特にフルタイム同士の共働きにおいて女性と男性でのギャップが顕著にあらわれています。性別にかかわらず一人ひとりが個性と能力を発揮するためには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がとれた生活の実現が重要であり、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進を重点施策と位置づけます。

---

## 基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる社会づくり

---

重大な人権侵害であるドメスティック・バイオレンス（DV）などに対応するため、DVや各種ハラスメントを許さない社会意識の醸成、相談体制の整備などを行うとともに、若年層に対してもデートDVの被害者にも加害者にもならないよう教育及び周知・啓発に努め、安心して暮らせるまちづくりを推進します

また、あらゆる分野における男女共同参画社会を推進するためには、生涯を通して健康で安心して豊かに暮らせる生活環境を整えることが重要です。そのため、人生100年時代の健康に向けた取り組みを推進するとともに、様々な困難に直面する人々に対し、生活の自立と安定のための支援を行います。

さらに、東日本大震災や近年日本各地で発生している豪雨などの大規模な災害から防災・減災への女性参画の重要性を鑑み、男女共同参画の視点を取り入れた「減災」の取り組みについて充実を図ります。

そして、性的マイノリティ、障がいのある人、外国人、同和問題、アイヌ等の各問題に加え、女性であることで更に複合的な課題を抱える人々に対して、相談事業や福祉サービスを提供し、安心して暮らせる環境整備を進めます。

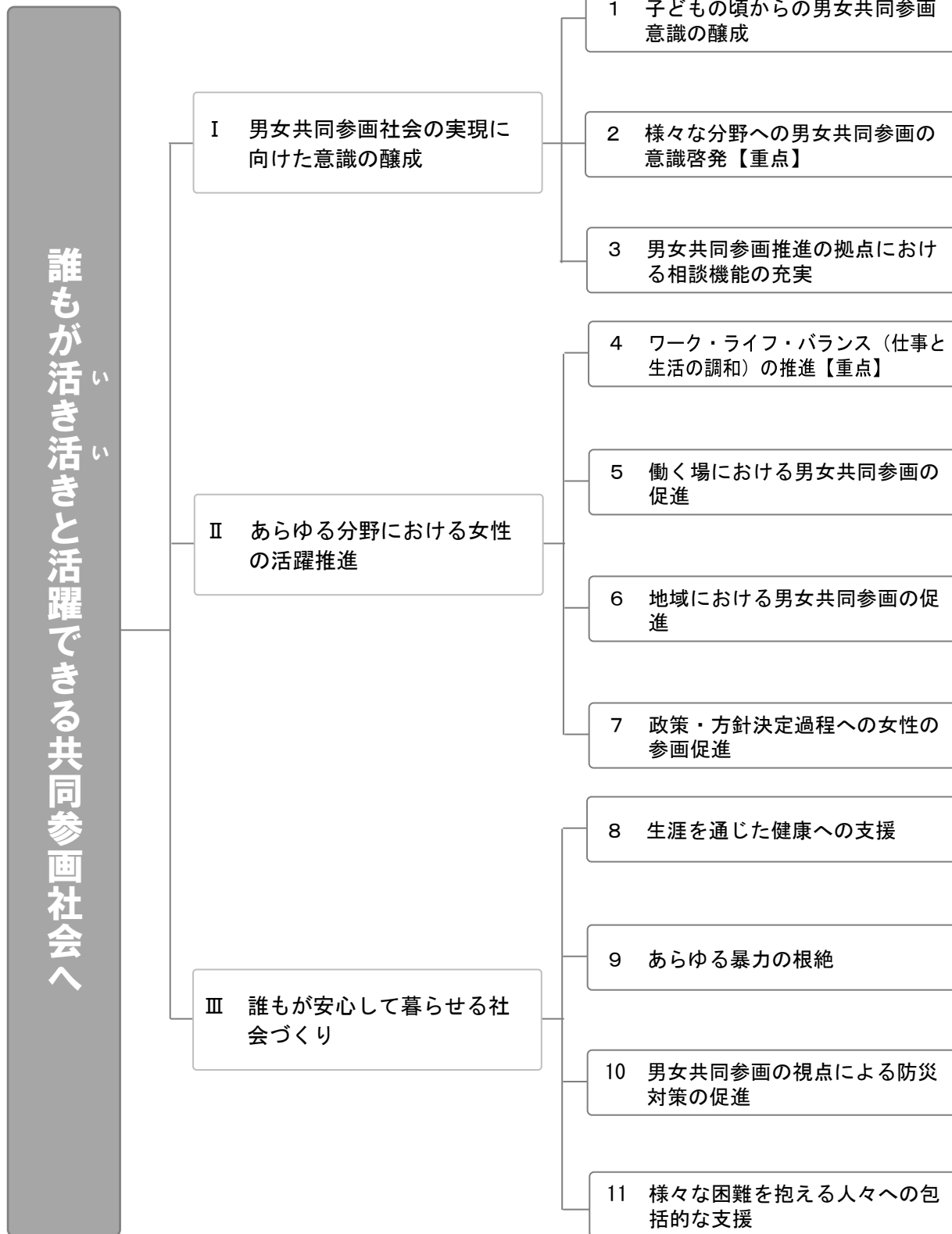


### 3 計画の体系

〔 基本理念 〕

〔 基本目標 〕

〔 基本課題 〕



※基本目標Ⅱを「女性活躍推進法」に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（市町村計画）」として位置づけます。

※基本課題9を「DV防止法」に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）」として位置づけます。

## 第4章

# 計画の内容

### 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成

#### 基本課題1 子どもの頃からの男女共同参画意識の醸成

性別にとらわれることなく、子どもを伸び伸びとはぐくむ家庭教育、学習等の機会の充実に努めます。

また、保育士、教職員等への研修を充実し、子どもの頃からそれぞれの個性と能力を十分発揮し、将来を見通して自己形成ができるよう学校における教育を推進します。

#### 1 子どもの頃からの男女共同参画意識の醸成

| 取り組み名   | 取り組み内容  | 担当課                    |
|---|---|------------------------|
| 認定こども園、保育所(園)、幼稚園、小・中・義務教育学校等における男女平等教育・学習の推進 | 子どもの頃から男女共同参画意識をはぐくむため、あらゆる機会において、男女平等教育を推進します。                               | こども施設課<br>指導課<br>人権教育課 |
| 保育士、教職員等への意識啓発・研修の充実                          | 保育士・教職員等に男女平等・男女共同参画意識や多様性の理解の促進を促すとともに、男女平等・男女共同参画保育・教育に関する指導方法などの研修を充実させます。 | こども施設課<br>人権教育課        |
| 家庭・地域における男女共同参画を促進するための学習機会の提供                | 家庭の教育力の向上をめざす上で、男女共同参画の視点を持って保護者等に学習機会を提供します。                                 | 生涯学習<br>スポーツ課          |

## 基本課題2 様々な分野への男女共同参画の意識啓発【重点】

男女共同参画に関する理解を深め、あらゆる立場の人々が個性と能力を十分に発揮することができる社会を目指し、人権尊重や男女共同参画意識の啓発に取り組みます。

また、個人の生き方の制約につながりかねない慣習やしきたりの中に残る固定的な性別役割分担を見直し、そのことにとらわれない意識を醸成し、男女が対等な関係を築くため、あらゆる世代に対し、様々な媒体や機会を通じた広報・啓発活動に努めます。さらに、性の多様性に関する正しい知識・情報を提供することで、性的マイノリティの方々への理解促進を図り、だれもが性別にかかわらず自分らしく活躍できる社会の実現を進めます。

### 2 男女共同参画の意識啓発（多様性の理解促進）

| 取り組み名                      | 取り組み内容   | 担当課                     |
|----------------------------|--|-------------------------|
| 男女共同参画を推進する広報・啓発活動や情報提供    | 幅広い市民に対し男女共同参画について考える機会を提供するため、性別やライフステージに応じた効果的な周知方法を検討し、多様な媒体や機会を通じた広報・啓発活動に努めます。また、図書資料等を活用し、男女共同参画に関する情報提供に努めます。 | 女性活躍推進室                 |
| 男女平等に基づいた性に関する教育の充実        | だれもが互いの人格と人権を尊重することができるよう、性の多様性に関する正しい知識・情報を提供するとともに、学習機会の充実を図ります。   | 女性活躍推進室<br>指導課<br>人権教育課 |
| 男女共同参画の視点に立ったメディア・リテラシーの向上 | 市の情報発信において、性別による固定的な役割分担意識にとらわれない表現を推進します。   | 女性活躍推進室<br>市政情報課        |

### 基本課題3 男女共同参画推進の拠点における相談機能の充実

男女共同参画を推進する拠点施設として、八尾市男女共同参画センター「すみれ」における啓発事業や情報発信などに努めるとともに、相談事業の充実を図ります。

#### 3 男女共同参画推進の拠点の充実

| 取り組み名                | 取り組み内容  | 担当課     |
|----------------------|---|---------|
| 啓発事業等の開催             | 男女共同参画を身近な問題としてとらえ、男女共同参画意識の高揚を図るための啓発事業等を開催します。                        | 女性活躍推進室 |
| 男女共同参画に関する情報収集・提供の充実 | 広く市民に男女共同参画の意識啓発を促すため、八尾市男女共同参画センター「すみれ」を拠点として、男女共同参画に関する情報や関連図書を充実します。 | 女性活躍推進室 |
| 相談事業の充実              | 女性を取り巻く問題の解決、支援を図るため、相談窓口の周知を積極的に図り、男女共同参画の視点に立った様々な悩み等に対する相談事業を充実します。  | 人権政策課   |

## 基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍推進

### 基本課題4 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進【重点】

企業等におけるワーク・ライフ・バランスを実現するための取り組みについて支援を行うとともに、男性が家庭責任を担える就業環境の整備や社会的気運の醸成に取り組んでいきます。

さらに、あらゆるハラスメントを防止することで、働き続けやすい職場環境の整備を図ります。

#### 4 ワーク・ライフ・バランスへの理解促進

| 取り組み名                | 取り組み内容   | 担当課                                     |
|----------------------|--|---|
| ワーク・ライフ・バランスの普及啓発    | 共働き世帯の増加を踏まえ、仕事と家庭生活の両立を図り、女性も男性もともに仕事・家庭・地域社会に参画できるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発に取り組みます。 | 女性活躍推進室<br>こども政策課<br>労働支援課              |
| 男性の家事・子育て・介護等への参加の促進 | 男性が積極的に、家事・子育て・介護等にかかわれるよう学習機会や情報を提供します。   | 職員課<br>高齢介護課<br>健康推進課<br>子育て支援課<br>青少年課 |

#### 5 事業者等による取り組みの促進

| 取り組み名                  | 取り組み内容  | 担当課                                     |
|------------------------|---|---|
| 働き方の見直しと働き続けやすい職場環境の整備 | 働き方改革やテレワークの拡大を踏まえ、これまでの働き方を見直し、性別による固定的な役割分担意識の解消等による職場風土の改革や多様な働き方を推進します。また、マタニティ・ハラスメント等の様々なハラスメントが起こらないよう、事業者やその職員に対して働きかけます。 | 女性活躍推進室<br>人事課<br>職員課<br>労働支援課<br>総務人事課 |

6 仕事と子育て・介護等の両立のための支援（多様なライフスタイルに対応した支援）

| 取り組み名               | 取り組み内容   | 担当課                                |
|---------------------|--|------------------------------------|
| 子育てへの支援の充実          | 「八尾市こどもいきいき未来計画（後期計画）」を推進し、多様なニーズに対応した子ども・子育て支援の充実を図ります。   | こども政策課<br>こども施設課<br>子育て支援課<br>青少年課 |
| 認定こども園・保育所（園）の整備の推進 | 保育ニーズに対応するために分園や小規模保育施設の新設、既存施設の増築等の検討を行います。また、老朽化に伴う改築や大規模修繕等による保育環境の改善、私立保育所（園）・幼稚園が認定こども園へ移行するための整備促進を図ります。 | こども施設課                             |
| 介護への支援の充実           | 仕事と介護の両立の支援の一環として、利用者が介護保険サービスを適切に利用できるよう、介護保険に関する情報提供や相談窓口の充実を図ります。   | 高齢介護課                              |

## 基本課題5 働く場における男女共同参画の促進

働く場における男女の均等な機会と待遇の確保を推進し、女性が能力を十分に発揮し活躍することができるよう、事業者に促します。

また、女性のチャレンジ支援や人材育成に向けた取り組みにより、女性のエンパワメントを図ります。

### 7 就職・再就職・起業等への支援

| 取り組み名        | 取り組み内容   | 担当課              |
|--------------|--|------------------|
| 就職・再就職に対する支援 | 関係機関と連携し、就職・再就職に関する情報を提供するとともに、個々の状況に応じた相談支援を行います。   | 労働支援課            |
| 起業等に対する支援    | 起業をめざす女性に対する支援や、関係機関と連携して経営に関する知識などを身につける学習機会を提供します。 | 女性活躍推進室<br>産業政策課 |

### 8 多様な働き方ができる環境づくりの推進

| 取り組み名     | 取り組み内容  | 担当課                            |
|-----------|---|--------------------------------|
| 多様な働き方の啓発 | 感染症拡大により、テレワーク等の多様な働き方が広がりつつあることを踏まえ、育児・介護休業、短時間勤務、短時間正社員制度、短日数勤務、テレワーク等、ライフスタイルに応じた多様な働き方の啓発に取り組みます。 | 女性活躍推進室<br>人事課<br>職員課<br>労働支援課 |

## 9 女性の人材育成（エンパワーメント）、「女性活躍推進法」に基づく取り組みの実施（女性のチャレンジ支援）

| 取り組み名          | 取り組み内容  | 担当課                   |
|----------------|---|-----------------------|
| 女性リーダーの育成・支援   | あらゆる分野へ参画し、その個性と能力を発揮できる女性の人材を充実させるため、女性のエンパワーメントに向けた支援やネットワークづくりなど女性リーダーの育成・支援に取り組みます。 | 女性活躍推進室               |
| 女性のチャレンジ支援     | 個性と能力を発揮して自分らしく活動したいと考える女性が一步踏み出すきっかけとなるように、活動を希望する女性のチャレンジ支援を行います。                     | 女性活躍推進室               |
| 企業等への女性の活躍促進   | 様々なライフステージにある働く女性一人ひとりがその個性と能力を発揮した活躍ができるように、企業等に対して働きかけます。                             | 女性活躍推進室<br>労働支援課      |
| 「市町村推進計画」の推進   | 「女性活躍推進法」に基づく「市町村推進計画」に掲げた取り組みを推進します。   | 女性活躍推進室               |
| 「特定事業主行動計画」の推進 | 「女性活躍推進法」に基づく「特定事業主行動計画」に掲げた取り組みを推進します。産育休者を対象とした復職サポート制度、交流会等の庁内における育児休業中職員の復職支援を行います。 | 女性活躍推進室<br>人事課<br>職員課 |

## 10 就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保

| 取り組み名                 | 取り組み内容  | 担当課   |
|-----------------------|---|-------|
| 「男女雇用機会均等法」などの関係法令の周知 | 性別にかかわらず個性と能力を発揮することができる雇用環境づくりを促進するため、事業主や労働者等に対して、「男女雇用機会均等法」、「労働基準法」など関係法令の周知に努めます。また、セクシュアル・ハラスメントなどの防止に向けた普及啓発に取り組みます。 | 労働支援課 |
| 総合評価入札制度の実施           | 事業所の男女共同参画への取り組みを促す手法として、総合評価入札制度の実施に取り組みます。  | 契約検査課 |



---

## 基本課題6 地域における男女共同参画の促進

---

地域の多様化する課題・ニーズに対応していくためには多様な人材の確保が必要となります。地域の一人ひとりがその個性と能力を發揮した活躍ができるよう、地域で暮らす誰もが地域社会の担い手となるよう働きかけます。

### 11 地域団体等における女性の活躍促進（参加しやすい環境づくり）

| 取り組み名                                 | 取り組み内容   | 担当課                        |
|---------------------------------------|--|----------------------------|
| 地域で活動する団体等への女性の参画促進と地域活動における男女共同参画の推進 | 地域の一人ひとりがその個性と能力を發揮した活躍ができるように、地域で活動する団体等に対して働きかけます。<br>また、性別による固定的な役割分担に基づく慣習や慣行を見直し、性別や年代にかかわらず、積極的に地域活動に参加できる取り組みを進めます。<br>さらに、女性同士の交流を促進することで、女性がさらに積極的に地域活動へ参加できるように働きかけます。 | 女性活躍推進室<br>コミュニティ<br>政策推進課 |

## 基本課題 7 政策・方針決定過程への女性の参画促進

市の審議会などの委員について女性委員の登用状況を把握し、登用促進を働きかけるとともに、市の女性職員について、市の特定事業主行動計画に基づき職域拡大及び管理職等への積極的な登用に率先して取り組みます。

また、企業や市の関係団体等に対して、方針の立案及び決定に女性の参画が拡大するよう働きかけます。

### 12 政策・方針決定過程への女性の参画推進

| 取り組み名                   | 取り組み内容   | 担当課                        |
|-------------------------|--|----------------------------|
| 市の審議会などの委員への女性の登用の推進    | 政策・方針決定過程への女性の参画を図るため、審議会等への女性の登用を推進します。また、女性委員の参画がない審議会等の解消に努めます。 | 女性活躍推進室                    |
| 市の管理監督職等への女性の登用の推進      | 市職員の管理監督職・教職員の管理職への女性の登用を推進します。                                    | 人事課<br>総務人事課               |
| 女性の参画を推進するための研修や学習機会の提供 | 女性の参画を推進するため、職員・教職員に対する研修や学習機会を提供します。                              | 女性活躍推進室<br>人事課<br>総務人事課    |
| 企業における意思決定の場への女性の参画促進   | 企業等に対して、女性の登用、参画の場の提供について、理解を求め、積極的な取り組みを促すなどの働きかけを行います。           | 女性活躍推進室<br>労働支援課           |
| 地域における意思決定の場への女性の参画促進   | 地域で活動する団体等に対して、女性の登用、参画の場の提供について、理解を求め、積極的な取り組みを促すなどの働きかけを行います。    | 女性活躍推進室<br>コミュニティ<br>政策推進課 |

## 基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる社会づくり

### 基本課題8 生涯を通じた健康への支援

妊娠から出産期において、安心して妊娠・出産できる環境づくりを図るため、妊娠・出産・育児に関する相談・指導などの母子保健施策の充実を図ります。また、生活習慣や身体的な特徴の違いによって、男女で異なる健康上の問題に直面することを踏まえ、生涯を通じた心身の健康づくりのために、健康相談や健康学習の支援等を充実します。

#### 13 生涯を通じた健康の保持・増進

| 取り組み名                                     | 取り組み内容   | 担当課                      |
|---|--|--------------------------|
| 心と体の健康に関する自己決定意識の浸透を図るための学習機会の提供          | 女性が生涯を通じて生命の安全や健康を自己管理する意識を培い、妊娠、出産などについて自己決定意識をもつよう、性教育の充実と講座の開催など、学習機会を提供します。                            | 健康推進課<br>指導課<br>人権教育課    |
| 生涯を通じた健康の保持・増進のための普及啓発や健康教育・健康相談・健康診査等の充実 | 生涯を通じた健康の保持・増進のための普及啓発や健康教育・健康相談・健康診査等を充実します。  | 健康推進課                    |
| 妊娠・出産期における健康支援                            | 女性が安心して妊娠・出産の時期を過ごせるよう、健康診査や健康相談、医療における支援を充実します。   | 健康推進課<br>市立病院<br>(企画運営課) |
| 母子保健の増進                                   | 地域における切れ目のない妊娠・出産・子育ての支援の強化として「母子保健相談員（助産師）」を配置し、支援が必要な妊婦の早期把握に努め、その支援を行うとともに、より広く、妊産婦等全体を対象とする相談支援を実施します。 | 健康推進課                    |
| 健康をおびやかす問題についての対策の推進                      | 喫煙・飲酒・薬物、各種感染症など、健康をおびやかす問題についての情報や学習機会を提供します。   | 健康推進課<br>指導課             |
| 自殺対策の推進                                   | 「八尾市自殺対策推進計画」を踏まえ、相談支援事業の充実及び「八尾市自殺対策計画審議会」による関係機関の相互の連携や情報の共有を図ることにより、総合的かつ効果的な自殺対策を推進します。                | 保健予防課                    |

## 基本課題9 あらゆる暴力の根絶

暴力は人権を踏みにじるもので決して許されるものではなく、それが社会的な問題であるという認識を広く浸透、徹底させるための啓発を行います。

特に、配偶者等からの暴力（DV）は家庭内で行われるケースが多く、被害が潜在化・深刻化しやすいため、相談窓口の周知や様々な機会を通じた啓発を進めるとともに、関係機関と連携しながら被害者の支援を行います。加えて、恋人間における暴力（デートDV）についての教育及び周知啓発を進めます。

また、職場や教育現場におけるセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等を防止するため、相談窓口の周知や対応策の情報提供、企業や市民に対する啓発活動を進めます。

### 14 あらゆる暴力根絶に向けた取り組みの推進

| 取り組み名  | 取り組み内容   | 担当課                     |
|--|--|-------------------------|
| DV・デートDV、性犯罪、リベンジポルノ、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントなどの防止に向けた啓発の推進 | DV・デートDV、性犯罪、リベンジポルノ、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントなど、あらゆる暴力の防止と根絶のため、様々な媒体や機会を通じて啓発活動を推進します。 | 人権政策課<br>労働支援課<br>人権教育課 |
| 犯罪防止のための地域環境の整備  | 公園や道路などへの街灯などの整備や地域ぐるみで犯罪防止の取り組みを進めます。   | 危機管理課                   |
| 相談窓口の周知  | 八尾市男女共同参画センター「すみれ」、八尾市子育て総合支援ネットワークセンター「みらい」、大阪府女性相談センターなどの相談窓口の周知を図ります。             | 人権政策課<br>子育て支援課         |

## 15 子ども、若者への予防啓発の推進

| 取り組み名          | 取り組み内容   | 担当課            |
|----------------|--|----------------|
| 暴力を防止する教育の推進   | 暴力を防止し、すべての人の人権を尊重することができる意識をはぐくむため、学校教育などを通じて、自分の命を大切にし、自分の命を自ら守ることができ、他人の命も大切にすることができる教育を推進します。                        | 人権教育課          |
| デートDVの予防・啓発の推進 | 新たな被害者・加害者を生み出さないようにするために、小学校の高学年や中学生等の早い段階から、啓発リーフレットの配付や学習機会を提供するなど、デートDVの予防啓発に向けた取り組みを行います。また、教育関係者や保護者に対する研修等を充実します。 | 人権政策課<br>人権教育課 |

| 取り組み名                 | 取り組み内容   | 担当課   |
|-----------------------|--|---|
| 相談支援体制の機能の充実          | ドメスティック・バイオレンス（DV）に関する相談、情報提供、関係機関との連絡調整等の機能の充実を図り、誰もが安心して利用できる相談支援体制の構築に向けて検討を進めます。   | 人権政策課   |
| 外国人市民、高齢者、障がいのある人への配慮 | 外国人市民、高齢者、障がいのある人、生活困窮者等の状況に配慮して、相談に対応します。   | 人権政策課<br>文化国際課<br>コミュニティ政策推進課<br>市民課<br>高齢介護課<br>障がい福祉課 |
| 緊急時における被害者の安全確保       | 危険があり緊急を要するDV被害者に対して、警察署や配偶者暴力相談支援センター等との連携のもとで、一時保護につなぐなどの被害者の安全に重点をおいた支援を行います。   | 人権政策課<br>高齢介護課<br>障がい福祉課<br>子育て支援課                      |
| 被害者の自立支援              | 多様で複雑な相談内容に対応していくとともに、DV被害者が置かれた状況に応じて、必要となる手続き等について、様々な制度に関する情報を提供します。また、被害者の安全を確保するため、住民基本台帳における閲覧制限等の支援を実施するとともに、住民基本台帳の情報の提供を受けている関係課に対し、DV被害者情報の管理の徹底を呼びかけます。 | 人権政策課<br>市民課  |
| 推進体制の充実               | 「八尾市DV対応連絡会」や「八尾市男女共同参画施策推進本部」、「八尾市男女共同参画審議会」などにおいて、DV被害者の総合的な支援のあり方や市の施策の方向性などを検討し、推進体制の充実を図ります。  | 女性活躍推進室<br>人権政策課  |
| 関係機関との連携強化            | 大阪府と府内DVにかかわる機関や市町村で構成するブロック会議等を通じて、情報収集に努めるとともに、大阪府や近隣の市町村との連携強化を図ります。  | 人権政策課   |
| 加害者への対応               | 加害者を対象とした国・大阪府等の取り組みに関する情報収集に努めます。   | 人権政策課   |

## 基本課題10 男女共同参画の視点による防災対策の促進

地域活動の中でも、近年、重要性が高まっている防災分野において、地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立します。

### 17 男女共同参画の視点における防災対策の促進

| 取り組み名           | 取り組み内容   | 担当課          |
|-----------------|--|--------------|
| 防災における男女共同参画の推進 | 地域における生活者の多様な視点を反映した地域の防災力の向上を図るため、男女共同参画の視点を取り入れた防災の取り組みを進めます。  | 危機管理課        |
| 防災分野における女性の参画拡大 | 地域における災害発生時の防災体制強化を図るため、消防団へ青年層及び女性の入団を促進するとともに、女性団員に配慮した活動環境の充実を図ります。また、女性消防吏員の人材育成としての能力開発を図り、職域拡大を進めます。 | 消防総務課<br>警防課 |

---

## 基本課題11 様々な困難を抱える人々への包括的な支援

---

ひとり親家庭に対する子育て支援や就業支援、介護・介助を必要とする人など困難な状況に置かれた家庭のそれぞれの状況に対応した支援を行います。また、性的マイノリティ、障がいのある人、外国人等、困難な状況に置かれている人々などに対する偏見や差別をなくす啓発を進めます。

### 18 ひとり親家庭への支援

| 取り組み名         | 取り組み内容  | 担当課                       |
|---------------|---|---------------------------|
| ひとり親家庭への支援の充実 | 生活や子育て等の様々な場面で困難な状況にあるひとり親家庭に対し、それぞれの家庭の状況に応じて生活支援や就労支援、経済的な支援を実施します。 | こども政策課<br>子育て支援課<br>労働支援課 |

### 19 介護・介助を必要とする人への福祉の充実

| 取り組み名               | 取り組み内容  | 担当課             |
|---------------------|---|-----------------|
| 介護・介助を必要とする人への福祉の充実 | 介護・介助を必要とする人が、安心して適切なサービスを受けることができるよう、サービスの質の向上に努めます。 | 高齢介護課<br>障がい福祉課 |



| 取り組み名                             | 取り組み内容  | 担当課  |
|-----------------------------------|---|--|
| 外国人市民に対する多言語による情報提供               | 外国人市民が安心して暮らせるように、市政や日常生活に必要な様々な情報を多言語で提供するなどのサービスの向上に努めます。   | 文化国際課  |
| 複合的に困難な状況に置かれている人々に対する関係機関と連携した支援 | 性的マイノリティ、障がいのある人、外国人、同和問題、アイヌ等の各問題に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている人々に対して、関係機関と連携した支援を行います。                                    | 人権政策課<br>文化国際課<br>高齢介護課<br>障がい福祉課<br>生涯学習<br>スポーツ課 |
| 人権尊重の観点からの配慮                      | 性的マイノリティ、障がいのある人、外国人、同和問題、アイヌ等の各問題に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている人々などに対する偏見や差別をなくす啓発を進めます。また、人権侵害があってはならないなどの人権尊重の観点から配慮します。 | 人権政策課<br>人権教育課                                     |
| 生活困窮者の自立に向けた支援の充実                 | 「生活困窮者自立支援法」の施行に伴い設置した「八尾市生活支援相談センター」において、相談者の抱える生活困窮を軸とした複合的な課題に対し、関係機関等と連携し、個別的、包括的、継続的な支援を行います。                          | 生活支援課  |

## 【計画の数値目標一覧】

(基本目標Ⅰ～Ⅲの数値目標)

|           | 項目(指標)                                  | 単位  | 策定値<br>(平成26<br>(2014)年度) | 現状値<br>(令和元(2019)<br>年度) | 目標値<br>(令和7(2025)<br>年度) |
|-----------|---|-----|---------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 基本<br>目標Ⅰ | 男女共同参画が実現していると思う市民の割合                   | %   | 27.2                      | 33.2                     | 35.0                     |
|           | 八尾市男女共同参画センター「すみれ」の認知度(「知っている」と答えた人の割合) | %   | 7.7                       | 7.9                      | 50.0                     |
| 基本<br>目標Ⅱ | 市の男性職員の育児休業取得者数及び部分休業取得者数               | 人   | 3                         | 23                       | 14                       |
|           | 市の職員の出産補助休暇取得者率                         | %   | 94.3                      | 85.7                     | 100.0                    |
|           | 保育所の入所待機児童数                             | 人   | 48                        | 0                        | 0                        |
|           | 市の審議会、委員会などにおける女性委員の登用の割合               | %   | 30.6                      | 33.0                     | 40.0                     |
|           | 女性委員の参画がない審議会等の数(休会中を除く)                | 会議体 | 11                        | 7                        | 0                        |
|           | 市役所の女性管理監督職(監督職以上)の割合                   | %   | 34.5                      | 36.8                     | 42.5                     |
|           | 小・中学校の管理職(校長、教頭)に占める女性の割合               | %   | 19.8                      | 21.8                     | 30.0                     |
| 基本<br>目標Ⅲ | 乳がん検診の受診率                               | %   | 24.3                      | 22.1                     | 50.0                     |
|           | 子宮がん検診の受診率                              | %   | 31.7                      | 27.2                     | 50.0                     |
|           | 配偶者からの暴力を受けたことがある人の割合                   | %   | 女性 29.3<br>男性 16.1        | 女性 29.9<br>男性 12.8       | 女性 15.0<br>男性 8.0        |
|           | DV被害に対する相談窓口の認知度(「相談窓口を1つも知らない」人の割合)    | %   | 10.6                      | 14.2                     | 5.0                      |

# 第5章

## 推進体制

### 1 庁内の推進体制の充実

男女共同参画を推進するため、本市では「八尾市男女共同参画推進条例」に基づき、「八尾市男女共同参画施策推進本部」を中心に、庁内関係各課の一層の連携強化を図り、計画の推進を図ります。

さらに、社会のあらゆる分野へ男女共同参画意識を浸透させるためには、施策を推進する行政自らが、男女共同参画に関する認識を高める必要があります。そのため、各所属に「男女共同参画推進員」を配置し、市政のあらゆる分野において男女共同参画を推進するための意識を職員全体に浸透させるとともに、市が実施する施策の中に男女共同参画の視点の導入を積極的に推進します。

さらに、男女共同参画推進員を中心に、職員一人ひとりが能力を発揮でき、誰もが働きやすい職場環境づくりを進めます。

### 2 市民、事業者等との連携

本計画は、市と市民、学校、事業、団体などが互いの自立性を尊重し、それぞれの得意分野や特徴を生かして連携し合うことにより、男女共同参画社会の実現を目指します。

### 3 国、府等関係機関との連携

本市の男女共同参画の取り組みは、国際的な動きや、国、大阪府の動きと連動しながら進めてきました。男女共同参画の施策をより充実したものにしていくために、今後も国や大阪府、その他の機関と連携し、施策の推進を図ります。

## 4 計画の進捗管理

男女共同参画に関する事業の進捗状況を把握・評価することは、本市の男女共同参画の推進度合いを明らかにすると同時に、施策の推進における課題を見つけ、より効果的な取り組みに発展させることにつながります。

毎年、計画に基づく施策の実施状況や数値目標に対する達成状況を把握・点検し、年度ごとに「Plan（計画）」「Do（実施）」「Check（評価）」「Action（改善）」のPDCAサイクルで進捗管理を行います。

また、その結果を「八尾市男女共同参画審議会」に報告し、意見を求め、計画の目標の実現に努めるとともに、「八尾市男女共同参画推進条例」に基づき、市民に公表します。

## 5 男女共同参画に関する調査・研究

本市のあらゆる施策に男女共同参画の視点を効果的に取り入れられるよう、市民の意識やニーズを把握し、男女共同参画に関する市民意識調査を定期的を実施して公表するなど、調査研究を行います。